

肝炎ウイルス検査等実施要領

1. 目的

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等をうけ、医療機関に受診することにより、肝がんの予防及び肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

2. 対象者

- (1) 橿原市に居住地を有する40歳以上の者で、過去に市の肝炎ウイルス検査受診歴のない者とする。
- (2) 検査対象の除外条件
 - ア. 過去に市の肝炎ウイルス検査を受けた者
 - イ. 肝炎で治療中・経過観察中の者

3. 実施期間

毎年5月1日～翌年2月末日とする。

4. 実施内容

(1) 問診

検診受診券を持参した肝炎ウイルス検査受診者に、B・C型肝炎検査問診票に基づいておこなう。検査の実施にあたっては、受診者本人の同意を必ず得ること。

(2) B型肝炎ウイルス検査

・ HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いて実施する。なお、特定健康診査等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

(3) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体検査として対外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することができるHCV抗体測定系を用いること。なお、特定健康診査等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えない。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果が、中力価及び低力価を示す場合に行うこと。なお、HCV

核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

5. 結果の判定

(1) B型肝炎ウイルス検査

・ HB s 抗原検査

凝集法等を用いて、HB s 抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。ただし、HB s 抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV 抗体検査

(ア) HCV 抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルス検査に感染している可能性が高い」と判定。

(イ) HCV 抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV 核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

イ HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して、核酸増幅検査を行い HCV-RNA の検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定、検出されない場合は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。

なお、いずれの検査においても、その結果の判定にあたっては、検診に携わる医師によって行われるものであること。

6. 事後指導

B型肝炎ウイルス検査において「陽性」と判定された者及び、C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルス検査に感染している可能性が高い」と判定された者については、問診の結果等をあわせて総合的に勘案し、医師の判断のもと、必要な指導あるいは医療機関への受診（精密検査の受診）の勧奨を行う。

なお、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨の他、必要により本人の同意を得た上でフォローアップ（「9. 陽性者のフォローアップ」参照）を行う。

B型肝炎ウイルス検査において「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

7. 結果通知

検診結果については、一次検査実施医療機関が受診者に対し、B・C型肝炎検査問診票(③受診者用)を用いて、速やかに通知する。

また、同時にB・C型肝炎検査のいずれかの陽性者に対しては、一次検査実施医療機関が、県のチラシ「肝炎陽性者フォローアップ事業のご案内」を配布する。その上で、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(B型用)」<様式2-1・2・3>、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(C型用)」<様式1-1・2・3>を添えて、精密検査医療機関へ紹介する。

8. 精密検査

(1) 精密検査は、奈良県知事が指定する「奈良県肝疾患に関する専門医療機関」を受診することが望ましい。

なお、「奈良県肝疾患に関する専門医療機関」は下記①～⑤の条件を満たすものである。

①常勤の専門医による診断(活動期及び病気を含む)と治療方針の決定が行われていること。

②インターフェロン等の抗ウイルス療法を適切に実施できること。

③肝がんの高危険群の同定と早期発見を適切に実施できること。

④その他、県や国の施策・研究による調査等に協力できること。(例：インターフェロン治療効果判定調査)

⑤専門医療機関として医療機関名の公表を承認できること。また、上記①の専門医の基準は下記1)または2)である。

1) 日本肝臓学会の指導医または専門医

2) 日本消化器学会の指導医または専門医

(2) 精密検査医療機関は、B型及びC型肝炎精密検査該当者が、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(B型用)」<様式2>及び、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(C型用)」<様式1>を持参し受診した際は、様式に定める必要な検査(超音波検査またはCT検査のどちらかは必ず実施)、確定診断を行う。

精密検査医療機関は、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(B型用)」<様式2-2・3>及び、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(C型用)」<様式1-2・3>により一次検査実施医療機関へ報告する。

(3) 一次検査実施医療機関は、精密検査医療機関から、上記「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(B型用)」<様式2-3>及び、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書(C型用)」<様式1-3>により報告を受けた精密検査結果を市へ報告する。

9. 陽性者のフォローアップ

B型及びC型肝炎精密検査該当者に対し、必要により「肝炎ウイルス陽性者フォロー

アップ同意書」により本人の同意を得る。同意した者に対しては、市より「医療機関の受診状況等に関する調査票」を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合には、必要に応じて電話等により受診を勧奨することによりフォローアップを行うものとする。

フォローアップの実施に当たっては、個人情報の取扱いに留意のうえ、適宜都道府県等と連携を図ることとし、都道府県等からの情報提供により把握した本事業以外の陽性者についても、フォローアップの対象とすることができる。また、フォローアップの対象者を都道府県等へ情報提供することにより、都道府県等の事業におけるフォローアップの対象とすることができる。

なお、フォローアップ対象者は「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領（平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省疾病対策課肝炎対策推進室長通知）」に定める初回精密検査費用及び定期検査費用の助成対象者とするので、本人が希望する場合には適宜案内すること。

10. その他の留意事項

- (1) 検診の実施にあたっては、検診実施前に「肝炎ウイルス検査を受けられる方」のパンフレットを使って説明し、肝炎及び肝炎ウイルス検査に対する知識の普及啓発を行うこと。
- (2) 判定結果の通知、精検結果把握及び陽性者フォローアップに際しては、個人のプライバシーの保護に十分な注意を払うこと。
- (3) 事後の保健指導や医療機関への精密検査受診結果等の照会や報告依頼、陽性者のフォローアップなどにあたっては、事前に受診者本人の同意を得るものとする。
- (4) 事後の保健指導や医療機関への受診勧奨、陽性者のフォローアップについては、地域の医療機関や都道府県などと十分な連携を図って行うこと。

なお、その他健康増進事業に係る共通の事項及び必要事項については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく市町村が行う健康増進事業について」（平成20年3月31日健発第0331026号）によるものとする。

11. 請求事務

検査費用の請求については、検査実施月分を翌月15日までに、肝炎検査委託料請求書を用いて、肝炎検査問診票（①市請求用）と共に、本市へ請求する。

12. 報告

市は、検診結果を奈良県肝炎ウイルス検診等実施要領にもとづき、保健所を経由して県に報告を行う。

13. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律及

び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）」の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日通知、同年 5 月 30 日適用 厚生労働省）」等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

1 4. 調査

市は、本検診の要精密検査者で上記「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書（B 型用）」＜様式 2 - 3＞及び、「肝炎ウイルス精密検査依頼書兼結果報告書（C 型用）」＜様式 1 - 3＞、「肝炎ウイルス精密検査機関治療経過報告書（C 型用）」＜様式 3＞が戻ってきていない者について、その調査を検診実施医療機関又は精密検査医療機関に行うものとする。